

県有施設・県出資団体等調査特別委員会

調査結果報告書

令和6年10月

茨 城 県 議 会

令和 6 年 10 月 1 日

茨城県議会議長 半村 登 殿

県有施設・県出資団体等調査特別委員会
委員長 田山 東湖

県有施設・県出資団体等調査特別委員会調査結果報告書

令和 5 年 7 月 31 日に開催された臨時会において本委員会に付託された「人口減少社会における県有施設の今後の方向性や売却等処分の妥当性、県出資団体等の事業の在り方、経営改善方策等」について、これまでの調査の経過及び結果を次のとおり報告する。

目 次

— はじめに —	1
第1章 時代状況の変化、地方分権の進展等に呼応した地方議会の役割	
1 地方議会の役割を巡る近年の動向	2
2 地方議会の役割及び議員の職務の明確化等 に関する地方自治法の一部改正	3
第2章 調査方針及び調査経過	
1 調査方針	6
（1）調査目的	6
（2）調査の視点	6
（3）調査期間	6
2 調査経過	6
第3章 県有施設（公の施設等）の課題、今後の対応方針、取組状況等	
1 調査対象県有施設（公の施設等）	7
2 調査対象施設数	8
3 過去の提言に対する審議前における取組状況	8
4 各施設の概要、課題及び今後の対応方針	11
第4章 県出資団体等の課題、今後の対応、取組状況等	
1 調査対象県出資団体等	12
2 調査対象団体数	13
3 過去の提言に対する審議前における取組状況	13
4 各団体の概要、課題及び今後の対応	18
第5章 県有施設・県出資団体等の適正な運営に向けた提言	
1 県有施設（公の施設等）	19
（1）各施設に広く共通する県有施設（公の施設等）の全般に係る提言 ア 議会と執行部の役割について	19

イ 県有施設（公の施設等）の設置目的・利用状況の再確認について	20
ウ 県有施設（公の施設等）の売却等処分の妥当性及び影響及び対応について	20
エ 県有施設（公の施設等）の管理（指定管理等）について ...	21
（2）同種施設等に共通する提言	22
（3）個別施設に係る提言	24
ア 重点的に議論した施設	24
イ その他、個別の施設	24
2 県出資団体等	26
（1）県出資団体等全般に係る提言	26
ア 過去の調査特別委員会における提言に対する取組状況等の評価	26
イ 本委員会の議論を踏まえた提言	27
（2）個別の県出資団体等に係る提言	28
ア 重点的に議論した県出資団体等	28
イ その他、個別の県出資団体等	28
第6章 県議会による県有施設（公の施設等）の運営状況等に対する継続的関与	
1 県有施設（公の施設等）の運営状況等の定期報告	29
（1）経緯	29
ア 第3回調査特別委員会における意見	29
イ 第5回調査特別委員会における検討結果報告	29
（2）県有施設（公の施設等）の運営状況等の定期報告	32
ア 定期報告の対象とする県有施設（公の施設等）	32
イ 定期報告の内容等	32
ウ 定期報告の実施状況	33
2 常任委員会を通じた県有施設（公の施設等）の運営状況等に対する継続的関与	33
（1）県有施設（公の施設等）の在り方や運営方針等	33
（2）本委員会による提言の常任委員会への承継	34
— おわりに —	35

別紙一覧

別紙 1 ～別紙 9	39
------------------	----

参考資料

調査に当たった委員	161
活動経過	162
関連資料	169

— はじめに —

- ・ 年号が令和に変わって以降の時代や社会情勢の大きな変化とともに、社会全体における価値観やニーズ、意見等が多様化していくことが想定される中、令和4年1月14日、内閣総理大臣の諮問機関である第33次地方制度調査会において、「社会全体におけるデジタル・トランスフォーメーションの進展及び新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等を踏まえ、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係その他の必要な地方制度の在り方」について調査審議が開始された。
- ・ また、これに先立って、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会においては、「議会についての住民の理解を深め、女性や若者など多様な人材の議会への参画を図り、議員のなり手確保につなげていくため、地方議会の位置付け等を地方自治法に明確に規定すべき」との要請活動を、政府に対して継続的に行ってきた。
- ・ この結果、第33次地方制度調査会答申の冒頭において「地域の多様な民意を集約し、広い見地から個々の住民の利害や立場の違いを包摂する地域社会の在り方を議論する議会の役割がより重要となる」との認識が示され、令和5年4月26日、地方議会の役割及び議員の職務等の明確化等を内容とする地方自治法の一部改正に係る法律案が参議院本会議において可決・成立し、同年5月8日付けで公布された。
- ・ このような地方議会の役割を巡る近年の動向、問題意識等については、令和5年7月31日に設置された本委員会の設立趣旨等に共通するものであり、本委員会は、県有施設・県出資団体等に係る運営方針の変更や決定について、執行部に対し、議会の関与の仕方に不十分な点があったことについて意見するとともに、これら施設・団体に係る運営方針の変更や決定に当たっては、県民の理解を得るためにも、二代表制の下での建設的かつ本質的な議論を尽くすべきであるとの認識に立って設置された。
- ・ 約1年2か月、全12回にわたる本委員会における審議に当たっては、執行部から、人口減少社会における県有施設（公の施設等）の今後の方向性や売却等処分の妥当性、県出資団体等の事業の在り方、経営改善方策等について、誠意ある説明をいただいた。
- ・ また、洞峰公園、鹿島セントラルビル（鹿島都市開発（株））、国民宿舎「鵜の岬」等、教育研修センター、堀原運動公園及び笠松運動公園の現地調査において、関係者各位から丁寧な説明や意見等をいただくとともに、地方議会の役割及び議員の職務等の明確化等を内容とする地方自治法の一部改正については、全国都道府県議会議長会議事調査部長から、貴重なご意見をいただいた。
- ・ 今般、本委員会における調査・検討の集大成として、委員会での審議結果等を踏まえ、人口減少社会における県有施設（公の施設等）の今後の方向性や売却等処分の妥当性、県出資団体等の事業の在り方、経営改善方策等についての調査結果を、ここに報告するものである。

第1章 時代状況の変化、地方分権の進展等に呼応した 地方議会の役割

1 地方議会の役割を巡る近年の動向

(1) 時代状況及び住民の価値観等の多様化

- ・ 我が国の人口は、平成17年に戦後初めて前年を下回った後、平成23年以降、減少の一途をたどっており、多くの地域において人口減少と少子高齢化が加速度的に進展している。
- ・ このことは、議会とともに二元代表制の一翼を担う大井川知事による令和6年第1回定例会の提案説明においても、「私たちが直視しなければならない最も重要な課題」として認識が共有されているところである。
- ・ また、令和2年に国内初の新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されて以降、令和5年5月に感染症法の規定に基づく5類感染症へと移行するまでの、いわゆる「コロナ禍」の状況の中で、社会経済領域の全般にわたってオンライン化が著しく進展・普及した。
- ・ さらには、令和5年7月に国連のアントニオ・グテーレス事務総長が用いた「地球沸騰化時代」という言葉に象徴されるような地球規模での温暖化が刻々と進展しており、これに伴い発生していると考えられる自然災害の頻発・激甚化、電気料金やガス料金の高騰などのエネルギー供給問題、食を支える農林水産漁業等への影響などは、地域住民の生活に直結する大変重要な課題である。
- ・ このように、令和6年現在、時代は、あらゆる領域において大きな変化の渦中にあり、これらの変化に呼応して、地域社会を構成する個々人の価値観や社会意識、これらに基づく行動様式等が多様化し、更なる変容を遂げていく様相を呈している。

(2) 住民の価値観等の多様化を踏まえた議会の役割

- ・ こうした時代状況の下、議事機関たる議会は、執行機関の長である知事とともに、県民から直接選挙により選任された二元代表制の一翼を担う存在として、多様化する地域住民の意思を県政に反映させるため、その果たすべき役割がますます増大してきているものと考えられる。
- ・ このため、平成24年12月に公布・施行され、直近では令和3年12月に一部改正がなされた茨城県議会基本条例第2条に謳われた「議会は、二元代表制の一翼を担い、県の意思決定を行う議事機関として、県民の意思を県政に反映させるため、公正かつ公平な議論を尽くし、真の地方自治の実現を目指す」という基本理念の下、各議員は、選挙によって選出された県民の代表として、その負託にこたえるため、県政の課題及びこれに対する県民の意思を的確に把握し、議会活動を通じて、県政に反映させる責務を果たしていく必要がある。

- ・ とりわけ、同条例第 20 条に規定された「議会運営並びに政策の立案及び決定等について、県民に対して説明する責務」を果たしていくことが、議事機関として二元代表制の一翼を担う議会の権能の源泉を踏まえた、その役割として肝要であると考えられる。

(3) 全国都道府県議会議長会等を通じた中央政府に対する要請等

- ・ このような地方議会の役割の重要性についての認識の高まりと、議会への多様な人材の参画の推進については、近年、全国的に広く共有されている問題意識であり、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会の 3 つの議長会（以下「全国議長会」という。）においては、「議会についての住民の理解を深め、女性や若者など多様な人材の議会への参画を図り、議員のなり手確保につなげていくため、地方議会の位置付け等を地方自治法に明確に規定すべき」との要請活動を、中央政府に対して継続的に行ってきたところである。

2 地方議会の役割及び議員の職務の明確化等に関する地方自治法の一部改正

(1) 第 33 次地方制度調査会（内閣総理大臣諮問機関）による答申

- ・ 令和 4 年 1 月 14 日、内閣総理大臣から「社会全体におけるデジタル・トランスフォーメーションの進展及び新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等を踏まえ、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係その他の必要な地方制度の在り方」についての諮問を受け、第 33 次地方制度調査会が発足し、全国議長会による「地方議会の位置付け等を地方自治法に明確に規定すべき」との要請内容についても、その審議項目の 1 つとして取り扱われることとなった。
- ・ 令和 4 年 12 月 28 日、当調査会は、発足から約 1 年にわたる議論、審議等を経て、内閣総理大臣に対し、「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」を示し、地方議会の役割等について、以下の内容が明記された。

(第 33 次地方制度調査会答申における地方議会の役割等に関する主な事項)

- ・ 全国的に人口減少と高齢化が進行するとともに、住民ニーズや地域課題は多様化・複雑化し、地域において合意形成が困難な課題が増大することが見込まれるが、そのような中で、資源制約を乗り越え、持続可能で個性豊かな地域社会を形成していくためには、地域の多様な民意を集約し、広い見地から個々の住民の利害や立場の違いを包摂する地域社会の在り方を議論する議会の役割がより重要となる。
- ・ このような役割を議会が果たしていくためには、多様な人材が参画し、住民に

開かれた議会を実現していくことが重要である。

- ・ 議会の役割・責任、議員の職務等について、その重要性が改めて認識されるよう、全ての議会や議員に共通する一般的な事項を地方自治法に規定することも考えられる。

具体的には、地方自治法の議会の設置根拠の規定に、議事機関として住民が選挙した議員をもって組織されるという地方公共団体における議会の位置付けを追記すること、地方公共団体の所定の重要な意思決定に関する事件を議決する等の議会の役割・責任を明確に規定すること、議員は、議会の権限の適切な行使に資するため、住民の負託を受け、誠実に職務を行わなければならないことを規定することが考えられる。

(2) 地方議会の役割の明確化等を内容とする地方自治法一部改正の概要等

- ・ 全国議長会による「地方議会の位置付け等を地方自治法に明確に規定すべき」との要請活動、第33次地方制度調査会による「地域の多様な民意を集約し、広い見地から個々の住民の利害や立場の違いを包摂する地域社会の在り方を議論する議会の役割がより重要となる」ため、「議会の役割・責任、議員の職務等について、その重要性が改めて認識されるよう、全ての議会や議員に共通する一般的な事項を地方自治法に規定することも考えられる。」との答申などを踏まえ、地方議会の役割及び議員の職務等の明確化等を内容とする地方自治法の一部改正に係る法律案が令和5年4月26日に参議院本会議において可決・成立し、同年5月8日付けで公布された。
- ・ 地方議会の役割及び議員の職務等の明確化を内容とする地方自治法の一部改正の新旧条文については、下表のとおりである。

(地方自治法一部改正の内容)

改正後	改正前
(第89条) 普通地方公共団体に、その議事機関として、当該普通地方公共団体の住民が選挙した議員をもって組織される議会を置く。 ② 普通地方公共団体の議会は、この法律の定めるところにより当該普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、並びにこの法律に定める検査及び調査その他の権限を行使する。 ③ 前項に規定する議会の権限の適切な行使に資するため、普通地方公共団体の議会の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない。	(第89条) 普通地方公共団体に議会を置く。

※ なお、その他、地方議会の活性化並びに地方公共団体の運営の合理化及び適正化を図るため、請願書の提出等のオンライン化、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とする規定の整備、公金事務の私人への委託に関する制度の見

直し等に係る内容についても条文改正が行われた。

(3) 地方自治法の趣旨を踏まえた本委員会における議論の意義

- ・ 全国議長会等による政府に対する継続的な要請活動の結果として実現した、地方自治法の一部改正の内容のうち、地方議会の役割及び地方議員の職務の明確化に関する文言の追記部分については、改正に先立って、第33次地方制度調査会の答申冒頭に明記された「地域の多様な民意を集約し、広い見地から個々の住民の利害や立場の違いを包摂する地域社会の在り方を議論する議会の役割がより重要となる。」という問題意識を踏まえたものと考えられる。
- ・ また、この問題意識については、改正地方自治法が公布された令和5年5月8日から約3か月後、同年7月31日に設置された本委員会の設立趣旨等に共通するものに他ならない。
- ・ 本県議会は、県の意思決定を行う議事機関として、県有施設（公の施設等）・県出資団体等に係る運営方針の変更や決定について、執行部に対し、議会の関与の仕方に不十分な点があったことについて意見するとともに、これら施設・団体に係る運営方針の変更や決定に当たっては、過去の調査特別委員会における提言とこれに対する取組状況、施設・団体の運営の実態と今後の見通しなどについて議会を含めた十分な議論を行い、県民の理解を得ることが重要であることを相互に再認識した上で、二元代表制の下での建設的かつ本質的な議論を尽くすべく、本委員会を設置したものであり、このことは、まさに地方自治法改正の趣旨と軌を一にするものである。

第2章 調査方針及び調査経過

1 調査方針

(1) 調査目的

少子高齢化や人口減少が急速に進行するとともに、コロナ禍を経て、オンライン化が進んだことなどにより、各種県有施設の利用者の減少が見込まれ、今後の施設の老朽化対策や維持管理経費の確保などが、県財政上の大きな課題となりつつある。

また、県出資団体等についても、こうした施設管理を担う団体を中心に、経営環境の変化への対応方針によって、県財政にも少なからず影響を与える可能性がある。

社会情勢が大きく変化し、県民のニーズが変化する中において、県有施設の売却等の処分や県出資団体等の事業の一部譲渡などの方針が打ち出されているが、執行に当たっては、これまでの調査特別委員会での提言とその対応、利用実態と今後の見通しなどについて、議会等において十分な議論を行い、県民の理解を得ることが重要である。

このため、人口減少社会における県有施設（公の施設等）の今後の方向性や売却等処分の妥当性、県出資団体等の事業の在り方、経営改善方策等について、重点的に調査検討を行う。

(2) 調査の視点

- ・ 県有施設（公の施設等）の設置目的・利用状況の再確認
- ・ 県有施設（公の施設等）の売却等処分の妥当性及び影響及びそれへの対応
- ・ 県有施設（公の施設等）管理（指定管理等）の今後の対応〔長寿命化の推進、資産総量の適正化、資産活用の視点〕
- ・ 県出資団体等の経営状況や課題
- ・ 経営改善方策や事業の在り方等、今後の方向性 等

(3) 調査期間

令和5年7月31日～令和6年9月30日

2 調査経過

- ・ 本委員会は、令和5年7月31日に開催された臨時会で設置され、同年8月2日の第1回委員会において調査方針を決定して以降、12回にわたり委員会を開催し、調査対象とした県有施設（公の施設等）・県出資団体等の調査、審議等を行ってきた。
- ・ 第1回から第12回にわたる主要な審議事項等については、参考資料のとおりである。

第3章 県有施設（公の施設等）の課題、今後の対応方針、 取組状況等

1 調査対象県有施設（公の施設等）

- 県及び県出資団体等が所有し、県民の利用に供している施設（公の施設（※）等）の数は、表1のとおり。このうち、県が所有する施設から学校、道路、河川を除いた111施設に、県出資団体等が所有し県民が一般利用する9施設を加えた施設数は、120施設となっている。

表1）県有施設の数（R5.7現在）

所有者		区分	数量		
県	県管理	学校	134 施設	県 111 施設	
		道路	329 路線		
		河川	216 本		
		上記以外 （例：笠松運動公園、県民文化センター等）	98 施設		
		うち企業会計	15 施設		
	その他	県が市町村や団体等に貸し付けなどにより管理を委任している施設 （例：竜神大吊橋、袋田の滝観瀑施設等）	13 施設	県出資 団体等 9 施設	公の 施設等 120 施設
県出資団体等		県民が一般利用する施設 （例：鹿島セントラルビル、茨城空港旅客ターミナルビル等）	9 施設		
		上記以外 （事務所、道路等を除く）	12 施設		

※ 地方自治法（抜粋）

第244条

普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

第244条の2

普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 調査対象施設数

- ・ 調査対象とする施設については、県及び県出資団体等が所有し、県民の利用に供している施設とし、このうち、譲渡等の方向性が提示された施設や在り方の検討が進められている施設について重点的に調査を行うとともに、その他の施設についても、今後の管理の方向性等の観点から調査を行うこととした。
- ・ 120 施設（うち重点的に議論した施設 18 施設）
- ・ 調査対象施設については、別紙 1のとおり。

3 過去の提言に対する審議前における取組状況

（1）過去の提言と審議前における取組実績

- ・ 平成 9 年から 5 回にわたる出資団体等調査特別委員会、平成 10 年の行財政改革調査特別委員会、平成 20 年の財政再建等調査特別委員会などから、県出資団体等の見直し、廃止等に加え、県有施設（公の施設等）の在り方に関し、民間活力の積極的な活用及び適切な事業手法の検討、指定管理者制度の一層の導入など様々な提言を行った。
- ・ 執行部では、これらの提言を踏まえ、表 2 に記載のとおり、県民ニーズの変化、民間施設との類似性、地域振興、運営の効率化、運営団体の健全化などを考慮しながら、市町村や民間への施設の譲渡・廃止、再編・統合など、不断の見直しを進めてきた。
- ・ また、同表中の「その他」に記載のとおり、民間活力の導入による施設の活性化等の観点から、アクアワールド茨城県大洗水族館や茨城県フラワーパークのリニューアルなど魅力向上に向けた取組のほか、サイクリング拠点としてのりんりんスクエア土浦の開設など交流人口増加に資する取組を行うとともに、老朽化した「あすなろの郷」については官民の役割分担を明確化したうえで施設整備に着手している。

表 2）平成 9 年以降、調査特別委員会の提言に対する主な対応

所有者	内容（カッコ内は対応年度）
県	○施設の譲渡・廃止等 水海道産業技術専門学院（H13）、ひたちなか母子の家（H14）、友部みどり学園（H14）、長生園（H15）、中小企業福祉センター（H16）、吾国山洗心館（H20）、西山研修所（H24）、こども福祉医療センター（H25）、リハビリテーションセンター（H29）、鹿島セントラルモール（H30）、児童センターこどもの城（R2） ○施設の再編・統合 内原厚生園をあすなろの郷へ統合（H15）、古河産業技術専門学院を筑西産業技術専門学院へ統合（H27）

	○その他 アクアワールド茨城県大洗水族館(R2)、茨城県フラワーパーク(R3)、 偕楽園(R5)の魅力向上 りんりんスクエア土浦の開設(H30) あすなろの郷の施設整備着手(R5)
県出資 団体等	○施設の譲渡・廃止等 鹿島ハイツ※(H15) ※雇用・能力開発機構所有、 老人母子休養ホーム「福寿荘」(H16)、砂沼サンビーチ(H20)、 余暇活用センター「やみぞ」(H21)、サンテヌ土浦(H21)、 ワープステーション江戸(H23)、つくば国際貨物ターミナル(H24)、 いばらき IT 人材開発センター(H28)

(2) 審議前における取組の方向性

ア 社会情勢の変化に伴う喫緊の課題としての「施設の在り方検討」

- ・ 執行部では、予想を上回る急激な少子化と人口減少、超高齢化など、今まさに変化の激しい「非連続の時代」を迎えているとの認識のもと、県有施設（公の施設等）については、喫緊の課題として改めてその在り方を精査する必要があるとしている。
- ・ 特に、施設の経営状況や利用実態によっては、将来の県財政に甚大な影響を及ぼすことから、老朽化の進行など条件面の悪化により、民間活力の導入等の機を逸することなく、先手、先手の対応を行っているところである。
- ・ 今後とも、調査特別委員会からの提言等を踏まえるとともに、利用する県民や地元関係者等に対する丁寧な説明に努めながら、適時適切に見直し等の検討を進めていくこととしている。

イ 審議前の時点で譲渡等の方向性を提示した施設と過去の提言の内容

- ・ 白浜少年自然の家など6施設に関する対応方針と平成20年以降の調査特別委員会での提言との対応状況は、表3のとおりである。

表3) 施設別の審議前における方針と過去の提言

施設名	方針	過去の調査特別委員会での提言
白浜少年自然の家	民間譲渡等	・ 少子化傾向を踏まえた施設廃止などの計画的な余剰定員の解消。[H20 再建調特] ・ 指定管理業務など民間に任せることのできる部門については、積極的な民間団体の参入促進。[H22、H26 出資調特]
里美野外活動センター		
青少年会館	宿泊事業廃止	・ 県による青少年や若者への支援の総合的かつ一体的な実施と併せて指定管理者制度の適用の見直し等を含めて、施設の在り方を幅広く検討したうえで、期限を定めて、抜本的に見直し。[H22 出資調特]

洞峰公園	市へ移管	・県と県民、企業、市町村、関係団体等が一体となり、それぞれが持てる能力を最大限発揮して、少子高齢化等への変化に挑戦。[R4 変革期リード調特（全施設に対する総括的提言）]
健康プラザ	管理手法見直し	・健全な財政構造の確立・財政健全化に着実に取り組むとともに、新たな成長の原動力となる分野への重点投資、県有地をはじめ県有財産の有効活用を進める必要。[R4 変革期リード調特（全施設に対する総括的提言）]
鹿島セントラルビル（ホテル、テナントスペース、温浴施設等） （鹿島都市開発(株)所有）	民間譲渡	・当面は営業努力を継続し、県貸付金の償還を促進するが、ホテル部門における経営状況が悪化した場合には、売却等も視野に入れた議論を進めるべき。ホテル事業については、切り離して民間のノウハウを活用することも検討。[H22、H26 出資調特]

ウ 審議前の時点で在り方の検討を進めている施設

- ・ 今後の施設の在り方を検討するため、サウンディング調査等を実施している施設は7施設である（表4のとおり）。いずれも、過去の調査特別委員会等の提言を踏まえ、民間活力の導入等による施設の活性化を目指そうとするものであり、丁寧に対外的な説明に努めていくこととしている。

表4）施設別の審議前における状況

No	施設名	審議前における状況
1	大洗マリンタワー 港中央公園	・ ひたちなか・大洗リゾート構想の対象区域にあり、施設の老朽化や利用者の減少、大洗マリーナの民間譲渡の動き等を踏まえ、港中央公園を含めたサウンディング調査を実施。
2	国民宿舎「鵜の岬」 カントリープラザ「鵜の岬」	・ 利用者数の減少や旅行形態の変化等を踏まえ、より魅力ある施設として持続的に発展させるため、サウンディング調査を実施。
3	県民の森、植物園（森のカルチャーセンター、きのこ博士館）	・ 観光誘客に向けて、民間のアイデアを取り入れた魅力向上計画（基本構想）を策定。
4	大洗公園	・ ひたちなか・大洗リゾート構想の実現に向け、パーク PFI 制度の導入による民間事業者の募集を行うほか、その他のエリアについても利活用方法を検討。

- ・ この他、施設の構成、管理手法の見直しを予定している施設や、在り方などを検討している施設として、県立産業技術短期大学校、笠間芸術の森公園などの県

営公園、あすなろの郷、カシマサッカースタジアムがある。

4 各施設の概要、課題及び今後の対応方針

各施設の概要、課題及び今後の対応方針については、

別紙２－１ 重点的に議論した施設（執行部から方針の変更が示されたもの）、

別紙３－１ 重点的に議論した施設（方針の変更がないもの）、

別紙４－１ その他、個別施設

のとおり。

第4章 県出資団体等の課題、今後の対応、取組状況等

1 調査対象県出資団体等

(1) 県出資団体等の定義と団体数

ア 県出資団体等の定義（「県の出資法人等への関わり方に関する基本的事項を定める条例」第2条）

- ① 県が出資を行っているすべての法人（＝出資法人）
- ② 県は出資を行っていないが、県が財政的・人的援助を行うことによりその運営に多大な影響を及ぼしている一般社団・一般財団法人（＝援助法人：3期連続して収入総額に対する県の財政的援助の割合が4分の1以上かつ県職員の派遣）

イ 県出資団体等の数

- ・ 令和5年7月1日現在、県の指導監督基準の対象となる団体（県出資団体等）は33団体（財団法人18、社団法人2、特殊法人5、会社法法人8）。うち1団体（（公社）茨城県森林・林業協会）が援助法人
- ・ 平成26年県出資団体等調査特別委員会の提言を受けた平成26年と比較すると、8団体減少
- ※ 平成26年県出資団体等調査特別委員会において提言された削減目標：平成29年度までに概ね30団体程度

表1） 年度別指導対象団体数の推移（各年7月1日現在） （単位：団体）

区分(年)	財団法人	社団法人	特殊法人	会社法法人	計
H13	32	11	7	19	69
H17	29	7	7	17	60
H21	28	5	7	15	55
H26	21	1	6	13	41
H27	21	1	6	12	40
H28	20	1	6	10	37
H29	19	1	6	10	36
H30	19	1	6	10	36
R1	19	1	5	10	35
R2	18	1	5	9	33
R3	18	1	5	9	33
R4	18	2	5	8	33
R5	18	2	5	8	33
R5－H26	△3	1	△1	△5	△8

※ 令和6年7月1日時点においては、上記対象団体から、出捐金相当額が返還された茨城県社会福祉事業団（R5.9）が削除され、新たに出資を行った笠間栗ファクトリー（株）（R6.5）が追加されて、計33団体となっている。

2 調査対象団体数

- ・ 調査対象とする県出資団体等については、令和5年7月1日現在、県の指導監督基準の対象となる33団体（県の援助法人を含む。）とし、このうち、令和4年度の経営評価上、「改善の余地あり」などとなっている9団体について重点的に調査を行うこととした。
- ・ また、令和6年5月に新たに出資した笠間栗ファクトリー(株)についても調査対象とし、重点的に調査を行った。
- ・ 調査対象県出資団体等については、別紙6のとおり。

3 過去の提言に対する審議前における取組状況

（1）過去の提言と取組実績

ア 平成26年県出資団体等調査特別委員会

提 言 の 内 容	取 組 状 況
（改革における基本的認識） ○ 本県財政は依然として厳しい状況にあるため、引き続き、財政の健全化を県出資団体等改革の根本に据えて取り組むべきであり、県出資団体の一般財源依存体質からの早期脱却を目指すべき。 ○ 真に財政再建につながる改革を実行するためには、県出資団体等に限らず、県行政の役割の見直しや事業改善も常に視野に入れ、改革を連動させていくことが重要。 ○ これまでの改革は、経営悪化を把握してから抜本的な対応策に着手するまで、検討に時間をかけすぎであり、スピード感が不足している。県出資団体であれば、それだけで公共性・公益性を有するかのよう誤認し、組織の存続自体を重視して、改革を先延ばししたり、県支援を認めたりしてきた。県出資団体が自立した事業体として（自立性、独立採算性）、県の業務を補完・代替し、遂行すること（県行政補完・代替機能性）に公共性・公益性が認められるのであり、認識を改め、抜本改革を推し進めるべき。	○ 提言を踏まえ、県出資団体への財政的関与の見直しに取り組んでいる。 ・ 県出資団体への財政的関与の状況 令和4年度（決算見込み）：126億円 対平成21年度比△174億円（△59%） ○ 第2次県総合計画における行財政運営の基本方針「『挑戦する県庁』への変革」に基づき、県民本位・積極果敢・選択と集中の3つの基本姿勢で出資団体改革等を推進している。 ○ 提言を踏まえ、団体の「廃止」や「統合」、「民営化・自立化」に取り組んでいる。また、毎年度の経営評価により、経営の健全化や団体に対する県関与の必要性等について検証を行うとともに、人的・財政的関与の適正化を図るなど、抜本的見直しを推進している。 （実績は、14、15ページのとおりに）

提 言 の 内 容	取 組 状 況
○ 引き続き、人的・財政的関与の縮減に取り組む一方、今後は、出資目的、設立目的を時代に即したものに変わっていくことにより、実質的に県民に役に立つ団体とするよう検討すべき。 ○ 事業完了後の状況を追跡し、明確化することが、県出資団体の役割や県関与の必要性を判断する上での重要な分岐点になるため、団体の行っている事業の成果を明確にすべき。 ○ 民間と競合する事業については、県関与の廃止を基本とし、事業の廃止や県出資の引揚げ、民間譲渡などにより順次整理していくべき。 ○ 出資団体の改革に当たっては、県財政が依然として厳しい状況にある中で、問題を先送りすることなく、適時適切な判断により「廃止」や「統合」「民営化・自立化」に向けた抜本的な見直しを進めるべき。 ○ 特に、債務超過に陥り、今後経営改善の見通しが立たない団体については、早期に抜本的な対応策を検討すべき。 (削減目標と実績) ○ 県出資団体数については、指導対象団体数を可能な限り削減することとし、平成 26 年度現在の 41 団体を、平成 29 年度までには概ね 30 団体程度にするよう、目標達成に向けて最大限の努力をするべき。	○ 毎年度の経営評価において、目的適合性や計画性、効率性などの観点で、県出資団体が行う事務事業の点検評価を実施している。今後も時代に即したものとなるよう見直しを推進していく。 ○ 経営評価により団体の役割や県関与の必要性等について検証を行っているほか、改革工程表により改革の進行管理と事業の成果の明確化に努めている。経営評価結果や改革工程表は、議会に報告するとともに、県ホームページで公表している。 ○ 提言を踏まえ、団体の廃止や統合、人的・財政的関与の縮減など、出資団体改革を推進している。 <団体数>令和 5 年 7 月 1 日現在：33 団体（H26 比△8） （内訳） 【団体の廃止、統合・合併】△6 団体 ・（公財）グリーンふるさと振興機構：廃止（H28.3） ・（株）いばらき I T 人材開発センター：廃止（H28.6） ・（株）いばらき森林サービス：廃止（R2.3） ・茨城県漁業信用基金協会：合併（H31.4） ・（公財）茨城県企業公社：合併（R2.7） ・（公財）茨城県中小企業振興公社：合併（R2.8） 【民営化・自立化】△4 団体 ・日立埠頭（株）：県保有株式の譲渡（H27.3） ・筑波都市整備（株）：県保有株式の譲渡（H28.4） ・（公財）つくば文化振興財団：県関与の見直し（H29.4） ・茨城放送（株）：県保有株式の譲渡（R4.3） 【設立】1 団体 ・（公財）いばらき中小企業グローバ

提 言 の 内 容	取 組 状 況												
○ 県出資団体への人的関与については、県派遣職員を平成 21 年度現在の 261 名から、早期に 2 分の 1 程度に削減するとともに、これを上回ることはないよう努めるべき。 ○ 財政的関与については、引き続き自立経営を行っている営利法人への出資金を引き上げるとともに、今後とも、公社対策分を除く補助金・委託料・貸付金(平成 21 年度合計額約 300 億円)が 150 億円程度を上回ることはないよう努めるべき。 (あらゆる機会を利用した削減の推進) ○ 損失補償及び債務保証の対象となっている債務残高の削減に努めさせ、追加借入を許さないよう常に限度額を見直すことは当然である。 (経営改善) ○ 累積損失を抱える県出資団体については、改革工程表の進行管理を徹底し、財務基盤の強化や経営の健全化を図るべき。 ○ 事務事業の必要性や効率性については、常に再点検するとともに、定員管理の適正化や人件費の削減など、業務運営の一層の簡素・合理化を図るべき。	ル推進機構：(R2. 4) 【援助法人該当】 1 団体 ・ (公社)茨城県森林・林業協会：(R4. 4) ＜人的関与の削減＞ ・ 県派遣職員数は、令和 5 年 7 月 1 日現在 110 人 (△151 人)。平成 21 年度の 2 分の 1 以下となっている。 ＜財政的関与の削減＞ ・ 補助金・委託料・貸付金の合計額は、令和 4 年度 (決算見込み) で 126 億円 (△59%)。150 億円以下となっている。 ＊公社対策は平成 25 年度で終了。なお、委託料は公共工業団地造成費等を除く。 ○ 損失補償等の限度額について必要な見直しを実施し、債務残高の削減に努めている。 ■ 損失補償等の限度額と債務残高 (単位：百万円) <table><tr><th>年度</th><th>限度額</th><th>債務残高</th></tr><tr><td>平成 26 年度末 (A)</td><td>30, 195</td><td>2, 424</td></tr><tr><td>令和 4 年度末 (B)</td><td>21, 531</td><td>194</td></tr><tr><td>(B)－(A)</td><td>△8, 664</td><td>△2, 230</td></tr></table> ○ 改革工程表が財務基盤の強化等に資するものであるかを毎年度精査するとともに、目標の変更が生じた場合にはこれを明記するなど、改革工程表の適正性を確保しながら進行管理に取り組んでいる。 ○ 毎年度の経営評価において、目的適合性や計画性、効率性などの観点で、県出資団体が行う事務事業の点検評価を実施している。今後も業務運営の一層の簡素・合理化を図っていく。	年度	限度額	債務残高	平成 26 年度末 (A)	30, 195	2, 424	令和 4 年度末 (B)	21, 531	194	(B)－(A)	△8, 664	△2, 230
年度	限度額	債務残高											
平成 26 年度末 (A)	30, 195	2, 424											
令和 4 年度末 (B)	21, 531	194											
(B)－(A)	△8, 664	△2, 230											

提 言 の 内 容	取 組 状 況
○ 県出資団体の経営状況や県による支援内容等については、県民へ積極的に情報開示し説明責任を果たすべき。 (経営責任の明確化) ○ 県出資団体は、独立した事業主体として自己責任原則の下、事業運営の責任体制の明確化を図るべき。 ○ 県出資団体の運営や経営に係る情報は、不利益な情報であっても開示し、責任の所在を明確にすべき。	○ 県出資団体の決算状況や支援状況などを記載した経営評価結果について、議会に報告するとともに、県ホームページで公表するなど、積極的な情報開示に努めている。 ○ 法人の責任体制の明確化や意思決定の迅速化を図るため、知事・副知事の代表兼職を必要最低限に抑制。また、可能な限り経営責任者の常勤化を図り、改革工程表による経営目標の達成度を検証・評価し、経営責任の明確化を図っている。 ・ 知事、副知事の代表兼職：7団体(令和5年7月1日現在) ○ 経営評価や改革工程表により目標の達成度を検証し、その結果を議会に報告するとともに、県ホームページで公表している。

イ 令和4年変革期をリードする新時代の茨城づくり調査特別委員会

提 言 の 内 容	取 組 状 況
(出資団体改革) ○ 時代が大きく変化する中、県の政策展開を加速させるためにも、出資団体を戦略的に活用していく必要がある。 新たな総合計画が目指す将来像の実現に向けて、県が掲げる政策実現の担い手として、出資団体が果たす役割や政策・施策への関わりを明確に示すことが必要である。 漫然と団体ありきで仕事をつくることや、人的・財政的支援をするのではなく、現在の県政との関連からその役割を見直して「地域振興や県民生活の向上」に向けた、中長期的な目標を明確に示す必要がある。 ○ 経営評価において将来展望を評価する項目を設ける等、出資団体に取り組むべき課題や目標についての評価も必要である。	○ 第2次県総合計画に基づき、社会経済情勢の変化や県民のニーズに的確に対応するため、出資団体の県行政における役割を明確にし、事業の効果や経営状況等を踏まえ、将来を見据えた在り方等の見直しを進めている。 また、経営評価において、目的適合性や計画性、効率性などの観点で、出資団体が行う事務事業の点検評価を実施するなど、出資団体の事業が効率的かつ効果的に実施できるよう、人的及び財政的関与の適正化を図っている。 ○ 令和4年度の経営評価から、評価書に「今後の事業展開の方向」に加え、「法人の将来展望」を追加した。

提 言 の 内 容	取 組 状 況
○ 引き続き県派遣職員を必要最小限とするよう、人的関与の縮減を原則とする一方で、県及び出資団体の活性化につながるため、必要に応じて県から若手職員を派遣する等、多様な知識やスキルを持つ人材育成に取り組んでいく必要がある。	○ 毎年度の経営評価により、団体に対する県関与の必要性等について検証を行い、人的関与の適正化を図っている。 また、県としても、県庁外での業務経験は職員の能力向上や意識改革につながることから、その推進の一環として、必要に応じ派遣している。 ・県派遣職員数(令和5年7月1日現在):110人
○ 出資団体のデジタル化の推進について、業務効率化と県民サービスの向上につながるよう、県が指導力を発揮すべきである。	○ 茨城県公社等連絡協議会の研修会や経営評価の機会等を通じ、出資団体に対しデジタル化への取組について働きかけている。

(2) 取組の方向性

(第2次県総合計画「出資団体改革の推進」(令和4年3月策定))

- ・ 出資団体が効率的かつ効果的に運営され、その結果、地域の振興及び県民生活の向上を促進し、県民が更なる「豊かさ」を享受できるよう、出資団体改革を着実に推進する。
- ・ また、推進に当たっては、出資団体等調査特別委員会や変革期をリードする茨城づくり調査特別委員会の提言等を踏まえ、改革工程表の進行管理等により、計画的に行う。

【出資団体の在り方の見直し】

- ・ 社会経済情勢の変化や県民のニーズに的確に対応するため、出資団体の県行政における役割を明確にし、事業の効果や経営状況等を踏まえ、将来を見据えた在り方等の見直しを進める。

【経営健全化の推進】

- ・ 経営評価による指導や改革工程表(保有土地等)の進行管理の徹底等を図ることにより、出資団体の経営の健全化を推進する。
また、法人情報について県民に分かりやすく公開する。

【自立的な経営の推進】

- ・ 出資団体は、経営の結果責任を十分認識し、自立的な経営を推進するとともに、県は、出資団体の事業が効率的かつ効果的に実施できるよう、人的及び財政的関与の適正化を図る。
- ・ また、出資団体におけるデジタル技術の活用を促進することにより、県民サービスの向上を図る。

4 各団体の概要、課題及び今後の対応

各団体の概要、課題及び今後の対応については、

別紙 7－1 重点的に議論した県出資団体等（執行部から方針の変更が示されたもの）、

別紙 8－1 重点的に議論した県出資団体等（方針の変更がないもの）、

別紙 9－1 その他、個別の県出資団体等

のとおり。

第5章 県有施設・県出資団体等の適正な運営に向けた提言

1 県有施設（公の施設等）

（考え方）

- ・ これまでの本委員会審議等（現地調査を含む。）の過程において、委員から発言のあった施設に係る主な意見、適正な運営に向けた提言等について、以下の3つに区分して整理した。

◆ 委員からの意見、提言等に係る3つの区分

- ① 各施設に広く共通する県有施設（公の施設等）の全般に係る提言
- ② 同種施設等に共通する提言
- ③ 個別施設に係る提言

（1）各施設に広く共通する県有施設（公の施設等）の全般に係る提言

- ・ 県有施設（公の施設等）については、施設全般に共通する課題や複数の施設にまたがる委員からの意見や指摘が見受けられた。このことを踏まえ、特定の県有施設（公の施設等）に対する委員からの意見や指摘を、その施設だけでなく、施設全般に共通する課題として捉え、その意見や指摘の趣旨に基づいてまとめた施設全般に係る提言を以下に示す。
- ・ なお、この提言は、今後、執行部における各施設の運営に当たって留意すべきものであり、個別具体的な提言がない施設についても、原則として、この提言に留意して今後の運営に当たるべきものである（これらの施設全般に係る提言が、施設の設立趣旨や意義に鑑み、明らかに該当し得ない場合を除く。）。

ア 議会と執行部の役割について

- ・ 議会は、知事と対等の機関として、相互の抑制と均衡によって緊張関係を保ちながら、県の重要な意思決定に関する事件を議決し、地方自治法に定める検査及び調査その他の権限を行使するとともに、積極的な政策提案を通して、執行部による政策形成を促す役割を有する。

執行部は、議会が、この車の両輪にも例えられる二元代表制に基づく役割を担っていることを踏まえ、県有施設（公の施設等）の在り方について、検討、決定等をするに当たっては、各地域住民の意思を代表する議会に対して事前に報告を行うなど、その意思形成過程において、関与できるようにすべきである。

イ 県有施設（公の施設等）の設置目的・利用状況の再確認について

（県民サービスを提供する施設運営の在り方）

- ・ 県有施設（公の施設等）の運営は、県民生活に直結する公共サービスを提供する重要な事業であり、長期にわたって持続的・安定的に運営されるべきものであることから、社会情勢の変化や利用者ニーズについて中長期的な展望を持ちつつ、地域住民や利用者にとって不便や不安が生じないように、利用者のことを最優先に考えていくことが求められる。

（変化する住民ニーズに対応したサービスの見直し）

- ・ 時代や社会情勢の変化に伴い、利用者や地域住民のニーズも変化する中で、過去の議会の提言等だけにとらわれず、変えていくべきものは変えていくという姿勢も大切であり、利用者等のニーズを的確に把握した上で、県有施設（公の施設等）が提供するサービスを改善していくことが求められる。

ウ 県有施設（公の施設等）の売却等処分の妥当性及び影響及び対応について

（運営方針の変更等に際しての十分な議論の必要性）

- ・ 県有施設（公の施設等）の運営方針の変更等について、経済的な合理性や経営の損益だけで判断するのではなく、当該施設を利用してきた地域住民に対する十分な説明を行い、当該施設が担ってきた地域住民の生活や福祉サービスの維持、収支の改善等の手法について議論を重ねるべきである。

（県民への影響についての検討の必要性）

- ・ 県有施設（公の施設等）の廃止や再編を判断する際には、設置当初の目的や意義に照らして、当該施設が提供してきた公共サービスの内容等を踏まえ、その廃止や再編が県民の生活や福祉に与える影響について検討することも重要である。

（最善の運営手法についての検討の必要性）

- ・ 県有施設（公の施設等）の運営については、経営状況の悪化や老朽化による維持・修繕の発生だけを理由に民間譲渡や民間活用を考えるのではなく、管理・運営手法の見直しなどを含め、最善の運営手法について検討すべきである。

（サウンディング調査の留意事項）

- ・ 県有施設（公の施設等）のサウンディング調査については、民間譲渡や売却等処分の方針を前提として実施すべきものではなく、例えば、収益構造の改善など、個別の施設が抱える課題やその対応方針等について、議会に事前説明をしながら実施することが、議会と執行部相互の信頼関係の構築にとって重要である。
- ・ 県有施設（公の施設等）のサウンディング調査については、収支が悪化し運営が危機的な運営状態になってから実施するのではなく、当該施設の現状把握や代替運営手法の検討段階から実施することも有効であることに加え、その中で施設の在り方を検討するための必要な情報や判断材料等については、議会に報告すべきである。

（県による所有継続の判断基準）

- ・ 県有施設（公の施設等）の収益と今後の大規模修繕にかかる費用等を含めた支出を算出し、収支がマイナスの見通しとなる場合、県が所有の継続の適否を判断するに当たっては、その財政的負担の程度と施設の公的な役割・設置意義を比較

し、その負担の程度が県として受け入れられるものかどうかということも一つの判断基準となる。

エ 県有施設（公の施設等）の管理（指定管理等）について

＜長寿命化の推進＞

（適切な目標使用年数と柔軟な老朽化対策等）

- ・ 「茨城県公共施設等総合管理計画」における「茨城県県有建築物長寿命化実施基準」に基づく目標使用年数の原則（80年）にこだわらず、県有施設（公の施設等）を利用する地域住民の安心・安全の観点から、当該施設にとっての適切な目標使用年数や、状況に応じた柔軟な老朽化対策や建替えの判断等について、個別に判断していくことも必要である。

（更新に係る優先順位の検討や計画的な予算の確保）

- ・ 今後、同時期に建設された県有施設（公の施設等）が、一斉に更新時期を迎えることも想定されるため、これらの施設について、更新の優先順位を付け、予算の平準化を図るなど、計画的な予算の確保が求められる。

（利用者目線に立った維持管理）

- ・ 目新しい事業に目が向きがちであるが、既存施設の健全な管理に必要な維持管理予算を確保するとともに、併せて、老朽化したトイレの改修を進めるなど、利用者目線に立った施設の改修等を進めるべきである。

＜資産総量の適正化＞

（利用状況の変化を見据えた最適な規模や機能の検討）

- ・ 県有施設（公の施設等）の在り方を検討するに当たっては、少子化等による利用者減少などの状況変化を見据え、利用実態に合った最適な規模や機能について検討した上で見直しを行い、役割を終えた施設の廃止に向けて検討する視点がある一方で、新たに必要となる施設について検討する視点も大切である。

（市町村等との役割分担等）

- ・ 県有施設（公の施設等）の利用者が広域的であることに鑑み、それぞれの地元市町村が、自身に求められる役割を再認識した上で、施設運営等に主体的に関与してもらうことも重要である。
- ・ 公共サービスの過剰供給や二重行政を避けるための方策として、県有施設（公の施設等）だけでなく、そのサービス対象地域に所在する市町村の施設との共有・集約化や、市町村や団体等との合築や費用分担についても検討すべきである。

＜資産活用の視点＞

（将来を見据えた資産活用策の検討）

- ・ 人口減少の進行に伴い、利用料収入の減少が懸念され、収益改善の努力がより重要になるため、補修・維持管理費用の見通しや、多様なニーズの変化を踏まえた中長期的な展望をもちながら、資産の有効活用策を検討すべきである。

（利用状況に応じた設備等の機能拡充）

- ・ 設置当初と比べ、利用状況や利用形態が変化してきたことによる設備等の機能

が不十分となることが予見される場合には、施設利用者の快適性や効率的な運営につなげていくため、当該設備等の機能拡充を検討することも必要である。

(P F I 制度等の活用)

- ・ 県有施設（公の施設等）の運営に当たっては、将来的な維持管理・更新費用の確保も課題であることから、民間の資金やノウハウを活用するP F I 制度等の導入も一つの選択肢となり得るものである。

(トータルコストを踏まえた施設の運営・管理)

- ・ 県有施設（公の施設等）には、指定管理料、委託料や補助金等の財源や、将来にわたる維持管理のために必要なトータルコストを試算した上で、施設運営の正確な実態把握に資する「公共的な経営感覚」に基づく運営・管理が求められる。

(指定管理についての定期的な状況確認)

- ・ 長期的に同一の指定管理者が管理している県有施設（公の施設等）もあることから、民間事業者のノウハウ活用による住民サービスの質の向上を目的とした指定管理者制度の趣旨に照らし、効果的な運営手法が行われているか、定期的に確認を行う必要がある。

(ネーミングライツ導入時の留意事項)

- ・ 県有施設（公の施設等）においてネーミングライツを導入する場合、収益確保という経済的側面だけではなく、地域の利用者の視点に立って考えられる感性を持って、その施設の名称が地域住民や利用者にも馴染みやすく、相応しいものとなるような検討が重要である。

なお、特定の県有施設（公の施設等）を対象とせず、施設全般に対しての委員の主な発言や執行部の説明、提言については、**別紙5**のとおり。

(2) 同種施設等に共通する提言

県有施設（公の施設等）には同様又は類似した設置目的や役割を持つ同種施設があり、これらには共通する課題があるため、複数の施設にまたがる委員からの意見や指摘が見受けられた。このことを踏まえ、以下の提言は、特定の施設に対する委員からの意見や指摘を、その同種施設全般に共通する課題に基づくものとして捉え、その意見や指摘の趣旨をまとめた同種施設等に共通する提言である。

その施設が分類される同種施設等に対する提言に留意し、今後の運営に当たるべきものである。

ア 同種施設等に共通する考え方

- ・ 全ての県有施設（公の施設等）に対して一律に運営方針を示すことは困難とも考えられるが、重要な視点や考え方が類似する同種施設等については、基本的な運営方針を共有することなどについて検討していくべきである。

イ 公共インフラ施設に共通する留意事項

- ・ 公共インフラ施設の老朽化が危惧されているが、自然災害から住民を守るため

の国土強靱化が求められる中で、必要なことを先送りせずに、施設の更新を将来への投資として捉えた予算の考え方を持つことが重要である。

ウ 福祉施設に共通する留意事項

- ・ 福祉施設は、県民生活に不可欠かつ直結する福祉サービスを提供する公的役割を担っていることを踏まえ、常日頃からサービスの質を落とさないことを最優先に考えて、適切な賃金や人員配置など職員の処遇にも配慮しながら、事業の継続に努めるべきである。

エ 観光施設等に共通する留意事項

- ・ 観光施設等の関係地域の魅力を理解している地元市町村との連携や協力を図りながら、より良い施設運営に努めるべきである。

オ 産業技術専門学院に共通する留意事項

- ・ 少子化の進行により高等学校等の卒業生が減少する一方、大学進学率の上昇や企業における高等学校等の卒業生の採用増加などの理由により、新規入学者が年々減少している現状を踏まえ、地元の工業系の高等学校等との連携強化や新たな入学者の掘り起こしなど、変化していく学生や企業のニーズを的確に捉えた学院運営を検討していくべきである。
- ・ 産業技術専門学院は、地元企業側からは企業ニーズを的確に捉えた人材を輩出していくことが求められる一方で、利用者側からは企業ニーズに対応した教育カリキュラム修了後の進路や就職先が明示されることが求められていることを認識して、地域の産業界が求める知識や技能を身につけた人材輩出の拠点としての役割を担っていくことが重要である。

カ 都市公園に共通する留意事項

- ・ 都市公園については、現状を維持していくために民間活用により収益を上げていく取組を推進する必要がある一方で、県民に憩いの場や地域交流などを提供するとその本来の設置目的を踏まえ、バランスの取れた管理運営を行うべきである。
- ・ 社会情勢の変化により、都市公園の位置づけが設置当初と変わってきている場合もあることから、それぞれの設置目的や規模、利用状況等を踏まえ、県が管理すべきものか改めて検討することも必要である。

キ 下水道施設に共通する留意事項

- ・ 大規模地震等の災害時における県民の日常生活に支障が生じないようにするため、下水道施設の耐震化を着実に進め、可能な限り早期に完了できるよう努めるべきである。

ク 広域水道に共通する留意事項

- ・ 施設規模が増大することで、将来的に利用者負担が増えないよう、適正な規模や配置に留意することに加え、耐震化の推進などにより災害に強い水道インフラ

を整備し、必要水量を安定供給していくことが求められる。

ケ 県立病院に共通する留意事項

- ・ 施設の狭隘化や老朽化が進んでいることを踏まえ、地域医療構想調整会議での議論を進め、県民に進歩的な医療技術やサービスが提供できるよう、病院の整備や機能の充実に努めるべきである。

コ 教育庁所管施設に共通する留意事項

- ・ 教育庁所管施設は、将来を担う人材育成のために重要な教育施設であるため、中・長期的又は総合的な計画に基づく施設運営に努めるべきである。

サ 青少年教育施設に共通する留意事項

- ・ 青少年教育施設は、未来を支える子どもたちのために資するものであり、自然体験や宿泊体験などの場を提供する中心的な役割を担うとともに、将来、青少年が社会の担い手となっていくことを支援することが期待されている。この設立の意義や重要性を踏まえながら、適切な施設運営の検討に努めるべきである。
- ・ 民間譲渡については、地域振興に加え、従来の設置目的に資する施設となるような在り方を考えていくべきである。
- ・ 施設の再編について検討するに当たっては、地域の良さや特徴を念頭に置いて、各施設の特色を消さないように工夫するべきである。

シ 生涯学習センターに共通する留意事項

- ・ 生涯学習センターは、県民の生涯にわたる学習活動の推進に欠かせない施設であることから、施設運営の現状分析や課題整理を行うに当たっては、コスト削減だけでなく機能充実の視点も持つべきである。

(3) 個別施設に係る提言

他の施設には当てはまらず、その施設のみに該当する提言を以下に示す。この提言は、今後の運営に当たって留意すべきものである。

ア 重点的に議論した施設

重点的に議論した施設に対しての委員の主な発言や執行部の説明、提言については、

別紙２－２ 重点的に議論した施設（執行部から方針の変更が示されたもの）、

別紙３－２ 重点的に議論した施設（方針の変更がないもの）

のとおり。

イ その他、個別の施設

重点的に議論した施設以外の施設に対しての委員の主な発言や執行部の説明、

提言については、

別紙４－２ その他、個別の施設
のとおり。

2 県出資団体等

(考え方)

- ・ 県出資団体等については、経営評価上、「改善の余地あり」などとなっている団体について重点的に調査を行うとともに、その他の団体についても経営の健全化等の観点から調査を行った。
- ・ 過去に行われた出資団体等調査特別委員会等における執行部に対する提言も含めて、県出資団体等の経営状況や課題、経営改善方策や事業の在り方、今後の方向性等の観点から審議等した結果について、各団体の経営評価書の記載内容等も参照の上、以下のとおり整理した。

◆ 提言の構成

① 県出資団体等全般に係る提言

○ 過去の調査特別委員会における提言に対する取組状況等の評価

- ・ 出資団体等調査特別委員会について
- ・ 変革期をリードする新時代の茨城づくり調査特別委員会について

○ 本委員会の議論を踏まえた提言

- ・ 県出資団体等の運営における重要な視点
- ・ 県出資団体等全般に係る提言

② 個別の県出資団体等に係る提言

- 重点的に議論した県出資団体等
- その他、個別の県出資団体等

(1) 県出資団体等全般に係る提言

ア 過去の調査特別委員会における提言に対する取組状況等の評価

(ア) 出資団体等調査特別委員会について

- ・ 過去の出資団体等調査特別委員会（平成 22 年及び平成 26 年）は、当時の厳しい県財政の健全化という視点の下、県出資団体等の抜本的改革等を求めて調査・検討を行い、改革の方向性等について提言を行ったものである。
- ・ これらの委員会における「かつてない危機的状況にある県財政の健全化を、県出資団体の改革の根本に据えて取り組むべき」との趣旨の提言に沿って、これまで執行部による取組が確実に進められてきた。
- ・ その取組状況を審議したところ、団体の廃止・統合や民営化、県による財政的・人的関与の縮小などの具体的な削減目標に対し、おおむね目標を達成している状況であった。
- ・ また、団体の経営状況についても、経営評価等によると、十分ではないものの改善が確認できる。
- ・ 県財政の状況について、各財政指標等を確認すると、直近の約 10 年間は改善

傾向にあると見受けられ、提言を踏まえたこれまでの執行部の努力は評価に値するものであり、財政の健全化に向けた提言に対しておおむね目標が達成されたものと思料する。

- ・ 執行部に対しては、今後も県財政のさらなる健全化に向けた、継続的な取組を求めることとする。

(イ) 変革期をリードする新時代の茨城づくり調査特別委員会について

- ・ 変革期をリードする新時代の茨城づくり調査特別委員会（令和４年）は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やデジタル化等の進展など、社会情勢が大きく変容する中で、新たな県総合計画の策定に際して、「新時代の茨城づくりに向けた諸方策の在り方」について調査・検討を行ったものである。
- ・ この委員会において提言してきた、新たな時代の各種課題の改善に向けて求められている取組については、対応を進めているものも多く認められるが、執行部に対しては、引き続き、提言を踏まえた取組を求めることとする。

イ 本委員会の議論を踏まえた提言

- ・ 県出資団体等には、団体全般に共通する課題や複数の団体にまたがる委員からの意見や指摘が見受けられた。このことを踏まえ、特定の団体に対する委員からの意見や指摘を、団体全般に共通する課題として捉え、その意見や指摘の趣旨に基づいてまとめた団体全般に係る提言を以下に示す。
- ・ なお、この提言は、今後、執行部における各団体の指導に当たって留意すべきものであり、個別具体的な提言がない団体についても、原則として、この提言に留意して今後の指導に当たるべきものである（これらの団体全般に係る提言が、当該団体の設立趣旨や意義に鑑み、明らかに該当し得ない場合を除く。）。

(ア) 県出資団体等の運営における重要な視点

- ・ 今後さらなる運営の改善を行うに当たっては、執行部には、原則として過去の出資団体等調査特別委員会等の提言やその趣旨、考え方を踏襲することが求められる。
- ・ 一方で、時代や社会情勢が大きく変化している中においては、必ずしも過去の提言のみに縛られることなく、その時代に合った施策を講じることにも留意すべきである。
- ・ 県出資法人等経営評価において「改善の余地あり」などと評価された団体については、その評価及び指摘された課題に対して、引き続き改善に努めていくことが求められる。
- ・ 執行部は、県出資団体等が、地域振興や県民生活への向上など多様な行政目的を実施するうえで重要な役割を担っていることを改めて認識し、時代の状況の変化に対応しながら団体に適切に関与することにより、その経営の健全化に努め、行政目的の効率的かつ効果的な達成を図っていくことが求められる。

(イ) 県出資団体等全般に係る提言

- ・ 県出資団体等が実施する事業は、公共性・公益性が高い重要なサービスが多く、長期にわたって持続的・安定的に実施されるべきものであることから、当該団体の運営方針の変更等を検討する場合においても、質の高い持続的なサービスの提供を最優先に考えていくことが求められる。
- ・ 県出資団体等は、地域振興に寄与する役割もあることを踏まえ、地域の活性化の一翼を担う存在となるよう、地域の声に寄り添って取り組むことが求められる。
- ・ 県出資団体等は、県の政策実現のための担い手でもあり、その施策や所有施設等は、県の政策を県民向けに実現する直接的な手段でもあることを再認識し、県出資団体等のさらなる有効活用が求められる。

(2) 個別の県出資団体等に係る提言

他の団体には当てはまらず、その団体のみに該当する提言を以下に示す。この提言は、今後の指導に当たって留意すべきものである。

ア 重点的に議論した県出資団体等

重点的に議論した団体に対しての委員の主な発言や執行部の説明、提言については、

別紙 7－2 重点的に議論した県出資団体等（執行部から方針の変更が示されたもの）、

別紙 8－2 重点的に議論した県出市団体等（方針の変更がないもの）

のとおり。

イ その他、個別の県出資団体等

重点的に議論した団体以外の団体に対しての委員の主な発言や執行部の説明、提言については、

別紙 9－2 その他、個別の県出資団体等

のとおり。

第6章 県議会による県有施設（公の施設等）の運営状況等 に対する継続的関与

1 県有施設（公の施設等）の運営状況等の定期報告

（1）経 緯

ア 第3回調査特別委員会における意見

- ・ 令和5年9月25日に開催された第3回委員会において、洞峰公園、鹿島セントラルビルなど、重点的に議論するとした県有施設（公の施設等）に係る執行部の運営方針について、それぞれ「総合的に見て妥当」と判断した。
- ・ 一方、本委員会として、妥当と判断するに当たっては、これらの施設の運営方針の決定等に至る手続面において、議会への事前説明が不十分であったこと、方針変更の判断が執行部のみで行われようとしたことなど、県の意思形成過程における議会の関与について不十分な点があったことなどについて、執行部に対して意見した。
- ・ 今後、県有施設（公の施設等）の譲与・譲渡手続等に係る類似案件に対しても、議会が十分関与できる仕組みをつくる必要があることから、本委員会から執行部に対し、現行の仕組みで不足している部分、例えば、「茨城県県有財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例」及び「普通財産の譲与、無償貸付け等に関する取扱基準」の改正、議会への報告の義務づけなど、早期に具体的な仕組みづくりについて検討を進め、その結果を本委員会に報告するよう求めた。

イ 第5回調査特別委員会における検討結果報告

- ・ 本委員会からの第3回委員会における報告要求に対し、令和5年12月21日に開催された第5回委員会において、執行部から、「今回、調査対象とする全ての県有施設（公の施設等）について、毎年1回（第2回定例会時）、所管常任委員会において定期報告を行う」旨の報告があり、本委員会は、これを了承することとした。

[執行部からの検討結果報告の概要等]

検討事項	現行の対応	検討結果
①議会への説明について	・ 譲渡等の方針を検討した施設については、直近の所管常任委員会で報告を行っている。 ・ その資料については、対応方針等の概要の分かる資料で説明を行っている。	◎ 今回、調査対象となった全施設について、毎年１回（第２回定例会）定期的な報告を行う。 （理 由） ・ 譲渡等の方針を検討した施設のみでなく、そうした動きのない施設についても定期的な報告を義務づけることにより、全ての施設の現在の状況や動向を議会へ提供する仕組みとする。 ・ 報告に当たっては、本委員会で使用した資料に基づき、施設の設置の経緯や利用状況等を説明することにより、しっかりとした議論をするために必要な情報を提供する。 ・ 説明資料については、所管常任委員会の委員に説明するほか、全ての議員に提供し、情報の共有を図る。 ・ 定期報告後に譲渡等の方針を検討した施設については、従来どおり直近の所管常任委員会で説明することとするが、その際、概要のみではなく、本委員会の資料のように、各施設の現状や課題に加え、周辺への影響等を整理した資料により、詳細に説明を行う。

検討事項	現行の対応	検討結果
②「茨城県県有財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例（昭和39年茨城県条例第5号。以下「譲与条例」という。）」及び「普通財産の譲与、無償貸付け等に関する取扱基準（以下「取扱基準」という。）」の改正について	・ 地方自治法において、地方公共団体の財産を適正な対価なくして譲渡するときは、条例で定める場合を除くほか、議会の議決によらなければならないとされている。 ・ 本県では、国から示された条例準則に基づき譲与条例を定め、地方公共団体、その他公共団体が公用若しくは公共用、又は、公益事業の用に供する場合には譲与できるとしている。 ・ 譲与できる財産については、取扱基準において該当する場合を例示して規定しているが、これにより難い特別な理由があるときは、総務部長との協議により、特別な取扱いをすることができるとしている。 ・ なお、こうした特別な取扱いについては、現状、同一目的で市町村が施設を公共用に供する場合や、県で解体予定の建物を市町村が譲り受ける場合など、限定的な運用としており、公有財産の適正な管理と効率的、統一的な運用を図る見地から、公有財産事務の総括としての総務部長の協議を必要としている。 ・ また、一方で、公の施設の廃止等の際には、施設の設置及び管理に関する条例の改正等の議案を上程し、その審議の際に、譲与についても議論されている。	◎ 現行のとおりとする。 （理 由） ・ 同一目的で市町村が公共用に供する場合などに限定した運用としていること、また、公の施設については、施設の設置及び管理に関する条例の改正等の議案を審議する際に、譲与についても一体的に議論が可能であることを踏まえて、現行の規定のままでも議会で判断できると考えるため。 ・ なお、譲与条例については、国が示している準則どおりの内容となっている。

検討事項	現行の対応	検討結果
③「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年茨城県条例第3号。以下「財産条例」という。)」の改正	・ 地方自治法第96条第1項第8号において、条例で定める金額の財産処分について議会の議決が必要とされており、その金額は地方自治法施行令において、都道府県、指定都市等ごとに、売払いの予定価格の最低基準が定められている。 ・ この施行令に基づき、本県においては、財産の処分に関し財産条例を定め、その第3条において、予定価格7,000万円以上、かつ土地については2ヘクタール以上のものを議決の対象としている。 ・ なお、譲与など適正な対価によらない譲渡は、地方自治法第96条第1項第6号に該当するため、財産条例の適用外となっている。	◎ 現行のとおりとする。 (理 由) 地方自治法及び同法施行令において売払いに当たっての基準を予定価格としており、財産条例においても政令で基準とする取引実例等から定めた予定価格を採用しているため。

(2) 県有施設（公の施設等）の運営状況等の定期報告

ア 定期報告の対象とする県有施設（公の施設等）

本委員会では調査対象とした全ての県有施設（公の施設等）（別紙1参照）

※1 調査対象とした全120の施設のうち、既に譲渡、廃止された施設等については、定期報告の対象外とした。

※2 執行部による施設の在り方や方針の変更など、報告すべき事項があった際には、随時、議会（直近の所管常任委員会）へ報告を行うこととした。

イ 定期報告の内容等

- ・ 本委員会では調査対象とした全ての県有施設（公の施設等）について、毎年1回、利用状況や運営状況、方針等を取りまとめた運営状況報告書により、第2回定例会の所管常任委員会において定期報告を行う。
- ・ 運営状況報告書については、所管常任委員会における報告終了後、全議員に対して情報提供する。

- ・ 施設の在り方の検討開始や譲渡等の方針変更があった場合には、定期報告を待たずに、随時、議会（直近の所管常任委員会）へ報告を行う。

ウ 定期報告の実施状況

- ・ 上記（１）の経緯を踏まえ、本委員会委員長は、令和６年５月３１日付けで、県議会議長に対し、「県有施設・県出資団体等調査特別委員会における調査、審議等の経緯を踏まえ、執行部が、毎年１回、県有施設（公の施設等）に関する運営状況報告書を作成し、第２回定例会の常任委員会において定期報告を行うこととなった。」旨の報告を行った。
- ・ 県議会議長は、この報告を受けて、令和６年６月４日に開催された令和６年第２回定例会議会運営委員会において、「県有施設・県出資団体等調査特別委員会における審議等を踏まえ、今定例会から、執行部による県有施設（公の施設等）の運営状況等の定期報告が実施されることとなった。」旨の報告を行い、同月１２日に行われた各常任委員会において、第１回目となる県有施設（公の施設等）に関する運営状況報告が行われた。

２ 常任委員会を通じた県有施設（公の施設等）の運営状況等に対する継続的関与

（１）県有施設（公の施設等）の在り方や運営方針等

- ・ 全１２回にわたる本委員会における議論、審議等を振り返ったとき、特に、重点的に議論した施設に関する審議等において、共通して議論の俎上に上った論点は、「今般、執行部における「県有施設（公の施設等）の運営を民営化すれば、サービスの合理化、収益増等が図られる」との考え方は、これらの施設・団体が有する公共的な意義や設立目的に鑑みたとき、あまりに短絡的に過ぎるのではないか。」という趣旨のものであった。
- ・ この論点に関し、本委員会としては、「県有施設（公の施設等）の在り方や運営方針等について検討を行う際には、まず、その施設の本来の意義や設立目的等について改めて見つめ直し、議会や地元住民、利用者等を含めた議論を尽くすべきである。」という考えが、おおむねの総意であった。
- ・ こうした考えの下、本委員会としては、「それぞれの施設について、例えば、ある施設については収益増を求める必要性からその運営に民間の活力を活用する一方、別の施設については県民の生活や福祉の向上のために持続的かつ安定的な公共サー

ビスの提供が最優先であることから、県が予算確保や投資をした上で運営に関与していくといった、各々の施設について県としての基本的な考えを持つておくことが必要不可欠であり、また、大変重要である。」という旨の総括的な見解を示した。

(2) 本委員会による提言の常任委員会への承継

- ・ 本委員会を立ち上げる以前にも、常任委員会において、県有施設（公の施設等）の在り方や運営方針等について議論、審議等がなされてきたが、本委員会における執行部との議論、審議等を通じ、改めて、今後の常任委員会においては、県民の意思を県政に反映させるべく、これまで以上に緊張感のある公正かつ公平な議論、審議等を行う必要があると思料されるところである。
- ・ このため、この調査結果報告書において取りまとめた提言については、本委員会における調査、審議等を踏まえて制度化された毎年１回（第２回定例会時）の県有施設（公の施設等）の定期報告の内容について議論、審議等する際の指針や視点等として、各常任委員会において承継されるべきものと考えている。
- ・ 各常任委員会における県有施設（公の施設等）の定期報告に当たって、議事機関としての議会においては、例えば、特定の課題を念頭に選定した施設を重点的に審議するなど、建設的かつ質の伴った議論を行うことが求められる。
- ・ 執行部には、丁寧な説明を求めるとともに、二代表制の下、これまで以上に緊張感のある公正かつ公平な議論、審議等が可能となるよう取り組むべきであると考えている。

— おわりに —

- ・ 本委員会は、令和5年7月31日の臨時会において設置された。
- ・ 臨時会を開いて調査特別委員会が設置されるのは、昭和39年以来、約60年ぶりのことであり、本委員会は、県民から直接選挙により選任された二元代表制の一翼を担う存在として、議会の権能を最大限に発揮しながら、県民の負託に的確にこたえるという役割を果たすべく、12回の委員会審議及び3回の現地調査を進めてきた。
- ・ この間、県執行部からは、120の県有施設（公の施設等）の今後の方向性や売却等処分の妥当性、34の県出資団体等の事業の在り方、経営改善方策等に係る資料の提出や誠意ある説明がなされ、活発な議論を交わすことができた。ここに感謝申し上げる。
- ・ また、洞峰公園、鹿島セントラルビル（鹿島都市開発（株））、国民宿舎「鵜の岬」等、教育研修センター、堀原運動公園及び笠松運動公園の現地調査においてご協力いただいた関係者の方々、地方自治法の改正と地方議会の活性化についてご講義いただいた全国都道府県議会議長会議事調査部長の下田正幸様には、審議に資する貴重なご意見をいただき、厚く御礼を申し上げます次第である。
- ・ 県有施設（公の施設等）・県出資団体等は、県民生活に直結する公共サービスを提供する重要な主体として、長期にわたって持続的・安定的に運営されるべきものである。
- ・ その運営方針を検討するに当たっては、経済的な合理性だけではなく、設置当初の目的や意義を再認識しながら、人口減少社会における利用実態と今後の見通し、地域住民の生活や福祉に与える影響などについて、議会等において十分な議論を重ね、県民の理解を得ることが重要である。
- ・ こうした問題意識の下での本委員会審議を通して、執行部から、議会による継続的な関与が可能となる仕組みとして、毎年、第2回定例会において県有施設（公の施設等）の運営状況を定期報告することが提案され、実施されることとなった。
- ・ 本委員会としては、この調査結果報告書において取りまとめた提言が、県有施設（公の施設等）の在り方や運営方針等について議論、審議等する際の指針や視点として承継され、今後、各常任委員会を通じて、執行部による県有施設（公の施設等）に係る運営状況等に対する継続的関与が維持されていくことを切に求めるものである。
- ・ 結びに、執行部においては、毎年実施されることとなった定期報告を待つことなく、今後とも、必要に応じて、適時適切に議会への説明を行い、議論、審議等を尽くすべきであることを申し添えて、本委員会の報告とする。